

令和六年九月二十七日提出

定例市議会

提案理由説明

熊本市

提案理由の説明に先立ちまして、お詫び申し上げます。

この度、教育委員会におきまして、小学校及び中学校の教師用指導書一式の取得について、市議会の議決に付さず契約を締結していたことが判明いたしました。

法令等の規定に違反する不適切な支出は決してあってはならないことであり、市民の皆様の市政に対する信頼を損なう事態となりましたことを大変重く受け

止めております。

ここに議員各位をはじめ市民の皆様に対しまして、深くお詫び申し上げます。

本日私から教育長に対しまして、改めて適正な事務の執行について厳しく指導したところであり、今後、このような事案が発生しないよう再発防止を徹底してまいります。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

議 第二百四十号ないし議 第二百四十四号は、市議会の議決に付さず契約を締結していた平成二十七年以降の小学校及び中学校の教師用指導書一式の取得について、地方自治法第九十六条第一項第八号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例第三条の規定に基づき、市議会の議決を求める
ものであります。

以上で説明を終わりますが、何とぞ慎重に御審議の上、
御賛同いただきますようお願い申し上げます。

（了）